

(公 印 省 略)
伊 監 第 100 号
令和 7 年 1 月 23 日
(2025 年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定により、令和6(2024)年度に実施した財政援助団体等
監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

伊丹まち未来株式会社

監査結果報告

第1 監査の種類

財政援助団体監査、公の施設の指定管理者監査

(地方自治法第199条第7項による監査)

第2 監査の対象

本監査は、以下の団体及び所管部局において、令和5(2023)年度に執行された、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。ただし、必要がある場合は、対象年度以外にも及ぶこととしました。

伊丹まち未来株式会社		
都市活力部	まち資源室	空港・にぎわい課

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 所管部局の事務について	・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。 ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。 ・ 協定書、仕様書等に基づき、適切に施設、備品が管理されているか。 ・ 協定書、仕様書等に基づき、適切に事業が実施されているか。 ・ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。 ・ 指定管理者の施設利用に関する権限の行使は適正か。 ・ 利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。 ・ 指定管理者の指定の法的根拠は適正か。
② 公の施設の指定管理者の事務について	・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 ・ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は

	適正に行われているか。 ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。
--	---

なお、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施にあたっては、財政援助団体に対し、関係帳簿及び書類の提出を求め確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて財政援助団体及び所管部局の関係職員より事情を聴取し、あるいは財政援助団体及び所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準にのっとり、公正妥当な方法により実施しました。

第5 監査の日程

令和6年(2024年)10月24日～令和6年(2024年)12月25日

第6 監査の結果

監査対象団体の概要、改善を要する主な事項は、以下に示すとおりです。

I 監査対象団体の概要

I 伊丹まち未来株式会社

① 設立年月日

平成 7 年 11 月 1 日

② 事務所の所在地

伊丹市宮ノ前 2 丁目 2 番 2 号

③ 設立目的及び事業内容

- (1) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業務
- (2) 中心市街地の土地、建物の有効利用及び景観形成に関する企画、調査及びコンサルティング業務
- (3) 中心市街地の商店街、商店、商業施設の活性化のための事業に関する企画、調査及び運営に関すること
- (4) 前号に掲げる業務の他、中心市街地の活性化に資する事業
- (5) 駐車場の管理運営業務
- (6) 放送法による一般放送事業
- (7) 放送番組及び広告宣伝の企画、制作並びに請負
- (8) 催事の企画、制作及び運営並びに放送用設備賃貸業
- (9) 書籍、雑誌その他の印刷物の企画、制作及び出版並びに日用品雑貨の販売
- (10) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (11) シティプロモーション・都市ブランド戦略に資する事業
- (12) 観光、インバウンド、文化史跡の紹介に資する事業
- (13) 郷土物産品の紹介・PR 業務・販売に関する事業
- (14) 酒類販売に関する事業
- (15) 前各号に付帯する一切の業務

④ 伊丹市との関係

(1) 出資

伊丹市は、伊丹まち未来株式会社の発行済株式総数 11,300 株のうち、7,939 株を保有しています。(出資額：396,950,000 円)

(2) 指定管理

下記施設の指定管理者であることから、伊丹市は令和 5 年度に総額 17,167 千円の管理運営委託料を支出しています。

管理施設名	所在地	指定期間	指定管理 委託料	所管部局
観光物産ギャラリー	東有岡 1 丁目 6 番地 2	平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日	17,167,735 円	空港・にぎわい課

II 指摘事項

〔団体：伊丹まち未来株式会社〕

I 公の施設の指定管理について

(I) 観光物産ギャラリーの年間事業報告書について

伊丹まち未来株式会社は観光物産ギャラリーの指定管理者として基本協定書に基づき、毎年度終了後、管理経費等の収支状況等を記載した年間事業報告書を市に提出しています。

令和 5 年度の指定管理業務に係る年間事業報告書と会計処理に係る帳簿等を確認したところ、年間事業報告書のうち、管理経費等の支出状況の記載に誤りがありました。これは、会計処理に係る帳簿等を確認せず、管理経費等の支出状況を記載したことによるものです。

今後は、市に対して適正な年間事業報告書を提出するよう改めてください。

〔所管部局：都市活力部 まち資源室 空港・にぎわい課〕

該当なし